

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を自ら解決することをめざし事業展開をしている。「協同労働の協同組合」もまた、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、経済、雇用、産業などの様々な分野における社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が個人にかかるなどの問題がある。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度化を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっている。

よって、羽村市議会は、政府に対し、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

東京都羽村市議会議長 水野義裕

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣 あて